

農業相続人が推定相続人に使用貸借
他の推定相続人等
による権利の設定をしていることの明細書



被相続人の氏名		相続人の氏名	
---------	--	--------	--

租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第5号の規定による農業相続人が

推定相続人

に使用貸借による権利の設定をしている明細は、次のとおりです。

他の推定相続人等

推定相続人 他の推定相続人等	住所		氏名	
-------------------	----	--	----	--

1 相続又は遺贈により取得したものとみなされる農地等で、推定相続人に対して使用貸借による
他の推定相続人等
権利の設定をしているものの明細は、別紙のとおりです。

2 推定相続人
他の推定相続人等
に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした日は、

令和 年 月 日です。

なお、その農地等については、今回の相続開始後も引き続き推定相続人
他の推定相続人等
に使用させています。

3 相続人は、推定相続人
他の推定相続人等
の営む農業経営に従事しておりましたが、今回の相続開始後も引き
続きその農業経営に従事しています。